

二〇二一年度 卒業論文

真宗儀礼における改悔批判

# コピー 厳禁

L  
1  
8  
0  
1  
0  
4

月村 怜亜

目次

序論

本論

第一章 報恩講と改悔批判

第一節 報恩講について

第二節 改悔批判について

第二章 本願寺の改悔批判の歴史

第一節 蓮如期

第二節 証如期

第三節 法如期

第四節 明如期

第三章 改悔批判の特殊性

第一節 与奪について

第二節 安心裁断権

第四章 現在の改悔批判の受容

第一節 西本願寺における改悔批判

コピー厳禁

2 2 1 1 1 9 8 7 6 6 4 2 2 2 1 2 2 8 4 4 9 8 7 6 6 4 2 2 2 1

第二節 東本願寺における改悔批判

結論

.....

2

註

参考文献

資料

2

3

# コピー厳禁

## 序論

例年、浄土真宗本願寺派本山本願寺（以下西本願寺）の御正忌報恩講では初夜の座において改悔批判が行われる。蓮如上人（一四一五～一五九九）の時代から始まった改悔批判は、現在まで連綿と続いている。蓮如上人は『御文章』四帖第五通において、

所詮今月報恩講七昼夜のうちにおいて、各々に改悔の心をおこして、わが身のあやまれるところの心中を心底にのこさずして当寺の御影前において、回心懺悔して、諸人の耳にこれをきかしむるやうに毎日毎夜にかたるべし<sup>1</sup>。

と示されるように宗祖親鸞聖人（一一七三～一二六二）の御影前において自身の言葉で安心を明らかにすることを重要視している。

また、儀礼に関して、『浄土真宗本願寺派法式規範』には、序文に「儀礼は心の表徴であり、法要儀式は教義と信仰、更には文化の具象であります。従ってその姿は、教団の盛衰を測る指標とも言えるでしょう<sup>2</sup>。」として、教義と切り離すことができず、信仰の表象であると示される。また、『真宗儀礼の今昔』においては、他宗の寺院の構造と浄土真宗の寺院の構造を比較したうえで、

なぜ浄土真宗の寺院には内陣や余間があつて、僧侶はその中で勤行するのであるか。それは、「儀礼」執行のためと考えざるを得ない。僧侶はその存在自体が儀礼的なものであるといわれるが、まさにその通りであろう。すなわち、浄土真宗の寺は「聞法の道場」であると同時に、「儀礼に出会う空間」であることを認識

すべきであろう<sup>3</sup>。

として、寺院における儀礼・儀式の必要性が明らかにされる。

このような儀礼の重要性を踏まえたうえで、報恩講と改悔批判のあらましを示し、改悔批判の変遷、特殊性と重要性を明らかにし、浄土真宗本願寺派（以下本願寺派）・真宗大谷派（以下大谷派）における現在の受容を示した上でこれらを元に西本願寺で行われる改悔批判の重要性を再認識する。

なお、本稿では、西本願寺の御正忌報恩講における改悔批判に関して論を展開する。

## 本論

### 第一章 報恩講と改悔批判

#### 第一節 報恩講について

報恩講は、覚如上人（一一二七〇～一三五二）が宗祖の三十三回忌にあたって『報恩講私記』を著したことに始まる。『浄土真宗用語辞典』によると、

報恩講という名称は、真言宗の新義真言の派祖、覚鑿上人―興教大師―一一四三年入滅の後、その正忌命日に法義を論じ、師の遺徳を偲んだ行事を報恩講といわれ、この名称を覚如上人は用いられたようである<sup>4</sup>。

と浄土真宗における報恩講の語源が示される。『報恩講私記』の成立に関しては、『浄土真宗聖典全書』において、

「講式」とは、『太子講式』や『往生講式』などで知られるように、仏・菩薩や祖師の徳を讃嘆する儀式の次第や表白を定めたものである。構成上の類似点などから、源空（法然）聖人の遺徳を讃嘆した『知恩講私記』にならって制作されたものともいわれている<sup>5)</sup>。

と示され、覚如上人は真言宗の正忌命日を偲んだ行事から報恩講の語を用い、『知恩講私記』の構成を元に『報恩講私記』を著述したと考えられる。『口伝鈔』奥書には、「元弘第一之曆辛未仲冬下旬之候、相当 祖師聖人本願寺親鸞報恩謝徳之七日七夜勤行中。」とあり、元弘元年には七昼夜にわたって報恩講が勤められている。次に、『浄土真宗本願寺派法式規範』には、

蓮如上人の明応五（一四九六）年の御正忌報恩講から、御絵伝を奉懸し御伝記（一般には御伝鈔と呼ぶ）を拝読して聖人を追慕し恩徳を報謝するならいとなった<sup>7)</sup>。

として、蓮如上人の頃から御正忌報恩講において御伝記が拝読されるようになったことが示される。御正忌報恩講という呼称は、御正當の忌日であることからこのように呼ばれている。青木忠夫氏は、「また、十一年続く石山戦争中において本願寺が存亡の危機に直面した年でも、報恩講は勤修された。」と述べており、過酷な状況下でも勤められる点には、教団が祖徳を報謝する法要として重要視していることが伺える。

明治六（一八七三）年には、政府が施行した改暦の令にに応じて、明如上人（一八五〇〜一九〇三）が御正忌報恩講の勤修日を変更された<sup>9)</sup>。旧暦のころには十一月二十一日から二十八日に勤められていたところを、

然るに今度の新曆にて推窮めたる一月十六日は、即昔の真の霜月二十八日にして、毎年其時候、日数も替らざれば、其月日の名こそ替れ、却て真の正忌日に当る事にて、今の一月十六日と昔の霜月二十八日と少しも替らぬ寒風氷雪の季候にて、六百余歳の古の日と、来年一月十六日と全く同じきのみならず、此後幾百年を経るも差ひなければ、(後略)<sup>10</sup>

として、一月九日から十六日へと改められ、現在まで勤修されている。

## 第二節 改悔批判について

改悔批判とは、『真宗大辞典』によると

東西の両本願寺に於いて毎年報恩講開催の節信仰の正否を判断する儀式をいふ。その儀式は報恩講七昼夜の間、御伝鈔拝読の日を除いて、毎日初夜の勤行の後御影堂に於いて参集せる僧俗をして一斉に改悔文を口唱せしめて各人信仰の告白に代えしめ、然して後批判者これに対して教諭をなす式である。但し第一日の初夜には法主自ら批判教諭し第二日後以降は代理人をして之を行はしむる。法主より代理を命ずるを与奪すると称する。(後略)<sup>11</sup>

と記される。また、『真宗辞典』においても同様の説明が見られる<sup>12</sup>。『浄土真宗本願寺派法式規範』によると、門主が宗意安心の正否を批判(判断)する儀式。本山の御正忌報恩講法要または親鸞聖人の大遠忌法要などに際し、御影堂で門主自ら、または勸学のなかから門主によって与奪(代理を命ぜられること)された者が、

参集の僧俗の「領解出言」（領解文を口唱すること）に対して勸信誠疑を行う<sup>13</sup>とされている。

現在の西本願寺では改悔批判は、御正忌報恩講期間中の初夜の座においておこなわれる。なお、一月十三日は御伝記の拝読があるため、おこなわれない。

改悔批判の次第を述べると、前半部分では経典や聖教の意を述べられる。中間部分では改悔出言がすすめられ、讃嘆衆や参拝者は低頭して領解文を口唱する。その後、心口各異<sup>14</sup>ではないことを確認され、後半部分は領解文の安心・報謝・師徳・法度の四段に関して説明される。領解文は蓮如上人が定めたものであるとされ、浄土真宗の正しい領解を示すために著された。本文は安心・報謝・師徳・法度の四段に別れる。『浄土真宗聖典全書』によると、

すなわち、「もろもろの雑行…うしてさふらふ」という安心段では、自力を捨てて他力に帰するという浄土真宗の安心について示され、次に「たのむ一念…まうし候ふ」という報謝段では、信の一念に往生が決定するのであるから、その後の称名は報恩にほかならないという領解が示されている。つまり、これら安心段と報謝段においては、宗義の肝要である「信心正因・称名報恩」の領解が述べられている。次に「この御こと…くぞんじ候ふ」という師徳段では、今、自らが念仏の教えを聴聞し、その法義について述べることができるのは、親鸞聖人や、この教法を伝えられた善知識の方々のおかげによるものであり、その御恩に謝すべきことが述べられている。最後の「このうへは…すべく候」という法度段では、「御文章」などに定められた三



箇条や六箇条、八箇条等の掟に従い、念仏者としてのたしなみを生涯忘れることなく保ち続けるべきであることが述べられている<sup>15</sup>。  
と解説される。

## 第二章 本願寺の改悔批判の歴史

### 第一節 蓮如期

報恩講における改悔批判の嚆矢は、蓮如上人のころである。蓮如上人は報恩講中の心構えの一つとして、自身の安心に誤りがないか確かめることが重要であるとして、『御文章』三帖第十一通には、

今月二十八日の御正忌七日の報恩講中において、わろき心中のとほりを改悔懺悔して、おのおの正義におもむかずは、たとひこの七日の報恩講中において、足手をはこび、人まねばかりに報恩謝徳のために号すとも、さらにもつてなにの所詮もあるべからざるものなり<sup>16</sup>。

と示される。この章は文明七（一四七五）年十一月二十一日の日付があり、吉崎御坊を退去したのち、河内・出口御坊において初めて報恩講がつとめられた際に記されたものである。また、『御文章』四帖第五通には、

所詮今月報恩講七昼夜のうちにおいて、各々に改悔の心をおこして、わが身のあやまれるところの心中を心底にのこさずして当寺の御影前において、回心懺悔して、諸人の耳にこれをきかしむるやうに毎日毎夜にか

厳禁

たるべし<sup>17</sup>。

と示される。文明十四（一四八二）年十一月二十一日に記されたこの章は、山科本願寺が落成した際に記されている。この記述からも遅くとも山科本願寺の頃には、現在の改悔批判の形の元となる行事が行われていたことが明らかである。

## 第二節 証如期

実悟（一四九二〜一五八四）の『本願寺作法之次第』には、

第一坊主衆改悔候て、次に其外の人一人づつ前へ出られ、坊主衆の中をわけられをかれて前にすすみ、諸人改悔候間、一人づつの覚悟申され、聴聞申候に殊勝に候し。縁などより申候は不可然候。一大事之後生の一儀を縁の端などより被申候は不可然とて、一人宛前へ出て改悔名をなりの高らかに被申候て、一人一人の覚悟も聞え殊勝に候き。当時の様に、五十人百人一度安心とて被申候へども、わけもきこえず、思々しきばかりにて、何たる事のたうときも義理の相違も何もきこえず候事は、前代なき事にて候<sup>18</sup>。

と示されている。山科本願寺の時代には、各々が自身の安心を述べ、それに対して蓮如上人が正否を判断する形式であったことがわかる。その後、『山科御坊事并其時代事』には、

此近年天文以来まいり候て報恩講にあひたてまつり、難有候。聴聞申候に、讃嘆はじまり、改悔五人三人被申かとおもへば、兎角して一度に五十人百人大声をあげてよばはりあげて被申候時は、興さめてきももつぶ

れ、たふとげもなく候。喧嘩なども出来候かとききなし候事、こへなき事にて候<sup>19</sup>。

と示され、天文年間には、徐々に改悔を述べる人数が増えたため、騒がしく聴き取れなくなったことが記されている。しかし、青木忠夫氏はこの説に異議を示す。天文年間（一五三二～一五五五）は証如上人（一五一六～一五五四）と頭如上人（一五四三～一五九二）の時代であり、証如上人の時代にはこのような喧嘩感はなかったと指摘している。また氏は、『天文日記』、『私心記』、天文十二年報恩講関係文書、天文十七年報恩講関係文書<sup>20</sup>を史料として挙げたうえで、証如上人の時代には改悔者の名前、身分、改悔者の延べ人数や回数が記録として残されていることから喧嘩感に満ちた改悔出言は行なっていないと考察されている。氏は、『山科御坊事并其時代事』前掲箇所を『私心記』、『山科御坊事并其時代事』を史料としてこの改悔は永禄二（一五五九）年以降の報恩講における記述であると判断している<sup>21</sup>。また、氏は「当時の暗い照明下において、忠実に記録しようとする態度と、その難しさを示している。それがかえって「改悔」の臨場感を伝えている<sup>22</sup>。」として証如上人の改悔批判に対する姿勢を示す。

一般には改悔出言が騒がしくなった影響を受け、蓮如上人が領解文を制定したとされているが、一説には領解文の執筆者は他者であるとされている。なお、その説に関する議論は、今後の研究課題としたい。

### 第三節 法如期

現在、本願寺派では「領解文」として通称されているが、「領解文」という表記が初めて認められるのは天明四

(一七八四)年の玄智(一七三四～一七九四)著『大谷本願寺通紀』である。

また、天明七(一七八七)年には、法如上人(一七〇七～一七八九)が改悔批判で出言している『改悔文』を『領解出言之文』として改名して門末に授与した。末尾には当時嗣法である文如上人(一七四四～一七九九)の跋文が付されている<sup>23</sup>。この『領解出言之文』刊行の背景には、改悔を出言することで信心を得ることができ往生が定まるとする「改悔のみ」が広まっていたことにある。知空(一六三四～一七一八)著『鷲森含毫』には「中古以来この改悔だのみにして信を得たるもの天下過半なれば、そのものはあやまりとはきはめがたし<sup>24</sup>」として、世間的に「改悔のみ」の思想が強まっていたことが示されている。

作法は、法如上人の頃から現行の形式で行われており、『祖門旧事紀』には、「初夜 正西刻 法談 北座 次第 書云改悔批判。始終六座一人勤之。多是一老役。若不堪任則以余人代之<sup>25</sup>。」と記される。北座、すなわち門主席側に席を置いて、六日間の改悔批判を一人で行っていたことが分かる。管見の限り、改悔批判の語の初出はこのときである。

#### 第四節 明如期

改悔批判に特に重きを置いたのが明如上人である。明如上人は、宗意安心に関する裁断権を門主の権能であることを強調するとともに、三業惑乱のような悲劇を二度と起こしてはならないという思いから殊に重要視していた。その根拠として、明治二十五(一八九二)年に原口針水が改悔批判を行った際、十七箇条にわたる心得を作

成していることである。『明如上人日記抄』によると、明治二十五年十二月二十六日に「一 初夜批判与奪之義針水〔原口〕へ内命し、批判之心得を渡す。同人之事故、呼懸五柳に而直達す<sup>26</sup>。」として心得から内容、拝読の抑揚に至るまで示している。

#### 批判之心得左之通

一 報恩講参集之道俗に自督安心を御影前に於て出言せしむるは、其正否を批判するが為なり、故に改悔批判と称す、法主の特権なり。

一 右、領解出言の故実は、御文章（三帖の第十一通、四帖の第五通、第六通等）に依る、但、往古は出言各自不同にして前後錯雜するを以て、中宗大師領解文を製作し、之が模範としたまふ、故に道俗みな之を唱るを例とす。

一 改悔批判は法主の特権なりと雖も、代理を選任して命ず、故に之に当たる者代理たるの意を忘るべからず、述る所法主の事に及ばず、又言辞称呼つとめて典雅なるを要す、尋常之説教に同じからず。

一 教部省令により、説法、法談等の名称を改め一般に説教と称すと雖も従前は法談と称するは初夜に限り、晨朝の如きは御文章と称せり、是亦知らざるべからず。

一 法主第一座に臨み、第二座以下代理せしむるを例とすと雖、事故により法主中間に望むことあるべし、其時は第一座に於て必法主の命を奉じて云々と述べべし。

一 改悔出言以前は専ら式嘆徳文、伝記等の次第により、祖師御一代の事跡を始終に分て弁ずべし、一座始終

を残らず弁じ、或は前後の順席を失する等の事なきを要す。

一十四日初夜には、昨夜聴聞せられし御伝の上云々と弁ずべし、但、御伝を引用せざるときは此限にあらず。

一十五日初夜には御当日の前夜たることを云ふべし。

一出言以前に宗意を述ぶる事あるも、改悔を引起すの席なれば、批判以後と混せざるを要す。

一出言を命ずるには、上に挙るところの御文章の意を含むべし。

一出言せしむるには左の如く述ぶべし。

上座より（上の字清音にてよむ）末座に至るまで異口同音に改悔を出言せられよ（又申上られよ）、此中上座より改悔まで音を高くして出言以下微音にすべし。

一改悔出言は皆中宗大師の領解文を唱ふ、故に毎座必心口各異に非ずばめでたしと批判するなり。

一出言已後は必改悔文に居して安心、報謝、師徳、法度の各項を弁別すべし、然れども言に改悔文、又は領解文と称せずして弁ずべし。

一五帖一部の文を引くには御文章と称し、御文、又は権章と称すべからず。

一他經他論を引くには經論の名をいはず、ただ或經、或論に云々と云ふべし。

一法度は所謂掟にて、報恩講の御文章に、三ヶ条、八ヶ条等あれば、其意により、又三帖の第十一通等にも法度の御示あれば、是等によりて弁ずべし。

一結尾は左の如く述ぶべし。

引続非時の勤行、日没の勤行（第一座には単に引続の勤行）を心しづかに聴聞し、吾家々々へ立かへり（此中法味愛樂、又は法義相続、信心の沙汰等適宜に加ふ）、称名もろともに一夜を明し、明晨朝には早々より参集せられよ、此中明晨朝には早々は一段高く、より以下微音にすべし<sup>27</sup>。

改悔批判が門主の特権であることを強調し、内容に至るまで詳細に記されており、明如上人の改悔批判への熱量が伺える。

また、明如上人は与奪者<sup>28</sup>の席次にも配慮をされていることが『明如上人日記抄』の明治二十七（一八九四）年十二月二十七日の項より分かる。

従来御法会之節、逮夜、日中結衆参仕に有之所、来年度御正忌には、毎逮夜は結衆参仕に而、毎晨朝、日中は堂班参仕云々。（中略）但、逮夜斗結衆を存在するは批判与奪納衆に無之而者差支、例知堂相勤むとも、親授一等共各々堂班に復し候に付、批判与奪之人、登礼盤之人と権衡を失し、且、寛政十年戊午信證院殿〔蓮如宗主〕三百回忌の節、当時能化実明院功存、院家列座之節に而批判代理を相勤め、終に三業一件之原素に相成る凶例も有之に付、堂班席より不相勤様致度（後略）<sup>29</sup>

とあり、『龍谷閑話』によると、従来の法要の際は、日中・逮夜共に結衆参仕であったが、奉事局長より来年度からの御正忌には毎逮夜は結衆、晨朝と日中は堂班参仕に変更したいと具申があった。これは執行長が堂班出仕に熱心であり、何度も申し立てがあったため、相談の上でそのように内定した。しかし、日中・逮夜ともに堂班出仕となると与奪者は納衆<sup>30</sup>ではなく、末席に着座することになるため差し支える。功存が末席において批判代理

を勤め、三業惑乱として問題になったこともあるため結衆の制度を逮夜に残した<sup>31</sup>、と解説される。また、鏡如上人（一八七六～一九四八）以降は対配堂班が定められたためそのような問題は生じなくなった。なお、明如上人の頃には期間中のみ上席の扱いとする旨が申し渡されることもあつた。対配堂班とは、『真宗大辞典』によると、本願寺派においては蓮如上人の時代に至って大坊主と坊主（なみ坊主）の区別を行い、永正十六年（一五一九）法主の一族たる連枝に対して一門・一家衆の別を立て、連枝の嫡流を一門、次子以下を一家と称し、以て末寺に区別したことが本願寺の堂班の起源である。現在では九等級に分けられ、昭和八年更改の派内法要席次規定によるに、連枝・准連枝・執行長・執行・侍真・侍真補等は別格寺より上席に座すことと定めてある。堂班には永代と一代と終身の区別があつて、永代堂班は本山よりその寺に対し永代一種の堂班を許与したるものにして、その寺の住職は累代その堂班に列することを得るものであり、一代堂班はその寺の住職たる期間中を限って一種の堂班を許したるもの、故に他の寺に転住するときは、許されたる堂班は消滅するとする。終身堂班は末寺僧侶一般に対して終身一種の堂班を許すものにして、他寺に転ずるもその資格は消えざるものとする<sup>32</sup>として、連枝や宗務執行の中樞かそれ以外かによつて寺院の区分を行い、それに基づいて着座位置を決めるものである。

改悔批判の執行に関しては、『明如上人日記抄』の明治二十二（一八八九）年一月十日の項に「一 本月初夜より改悔批判之手代青地周鼎に命ず、侍僧如例達之<sup>33</sup>。」とあり、初日である九日の改悔批判は明如上人自ら行つていたことが伺える。



### 第三章 改悔批判の特殊性

#### 第一節 与奪について

本稿において、浄土真宗の法統を継承する者を宗主とし、本願寺派では門主、大谷派では法主と呼称する。なお、大谷派において昭和五十六（一九八一）年の宗憲改正以降は門首と呼称され、法主とは有する権能が異なる。また、西本願寺・真宗大谷派本山真宗本廟（以下東本願寺）の一寺院としての寺務の主宰者を住職、宗務を執行する機関の長を管長と称する。

改悔批判の際、門主の代行をすることを与奪と呼称する。一般に与奪とは、

- ① 与えることと奪うこと。与えたり取り上げたりすること。
- ② 権限をもってその任にあたること。そのことに関する権限を有して指揮、指図すること。
- ③ 「奪」の字の意味が欠落して）権利、権限を人に譲り与えること。職、あるいは家産などを譲ること<sup>34</sup>。

のような意味が示される。改悔批判における与奪は、領解文を口唱する者の安心の正否を判断することから、②の意味で用いられていると考えられる。また、歴代宗主の著述では、存覚上人（一二九〇～一三七三）の『浄土真要鈔』において、「処々の経釈、そのころなきにあらず、与奪のころあるべきなり<sup>35</sup>。」と記されているが、補注に「他の教義をいったん承認したうえで、それを超える自宗の教義を打ちだし、他の教義の本質的意義を奪い取ること<sup>36</sup>。」と示され、別の用法として用いられる。また、この与奪という語に関して、『龍谷閑話』による

と、

与奪という言葉は、宮中の用語を、明如様が用いられたのだと思う。寛政十六年三月一日に、後桃園天皇の皇女で、光格天皇の皇后に立たれた新清和院様の立后宣旨の節会に、

宮司除目執筆 右大臣

清書上郷大臣与奪 権中納言

執筆 左大弁宰相

とあって与奪の文字が出ている。もちろんこれは近代のもので、調べればさらに古いものがあると思う<sup>37</sup>。として、明如上人の頃から使用されようになり、宮中の用語が元になっていることが指摘される。

管見の限り、初めて門主の代わりに御手代として改悔批判が行われたのは証如上人の頃である。青木氏は、『慶長日記』の「改悔ノヒハン人光永寺<sup>38</sup>」などの記述は、「宗主より裁断権を与奪されて「改悔」の批判をしたと考えてよい<sup>39</sup>。」と指摘している。

また、与奪のほかに、手代、導師代という代行を任ずる際の役職が存在する。明如上人のころには、明確な区別は定められていなかったようではあるが、

明如宗主のお代には当然ご門主がおつとめになる法要や月次の御身などの代行をする際に、一々代理を命ぜられずに自動的に代理を勤める尋常導師代なる職もおかれ、上位の連枝の二・三が定められていた。しかし、ご正忌報恩講の日中・逮夜は導師代であったが、大逮夜と満日中の導師は最も重いもので与奪を用いられ、

新門が代勤される場合でも必ず侍僧を派して正式にこれを伝達された。また新門が勤められる『ご俗姓』拝読のほか太子講・讃仏講式・無量寿会の題者。講読師は与奪であり、改悔批判も与奪であった<sup>40</sup>。

として、比較的重い代行の際に用いられていることが示される。また、

現代ではこの使用区分が限定されており、年中行事ではご正忌の改悔批判と春秋彼岸の讃仏講式、降誕会の無量寿会作法の講読師には与奪を用いられ（後略）<sup>41</sup>とあり、安心の正否を判断する際に加え、重要な行事において与奪という語が用いられている。

与奪者が批判を行う日時に関して、『真宗事物の解説』に、

蓮師以来、歴代宗主には、報恩講初日の初夜勤行に先立ち、親しく道俗領解の批判をなし給い、懇ろなる教諭を垂れ給う例となっているが、第二日以後は、代理判者を立てて行わしむるのである。近年は多く初日から代理を命ぜらるるようである<sup>42</sup>。

と示され、また、『真宗大辞典』に、

但し第一日の初夜には法主自ら批判教諭し第二日後以降は代理人をして之を行はしむる。法主より代理を命ずるを与奪すると称する。（後略）<sup>43</sup>

と示されるように、御正忌報恩講初日は門主が改悔批判を行い、二日目以降に与奪者が行うとされている。なお、『真宗事物の解説』において指摘される通り、近年では門主による改悔批判は、大遠忌法要や法統継承など重要な法要儀式がとめられる年にのみ行われている。

門主による与奪者の指名については『浄土真宗本願寺派宗門法規集』『浄土真宗本願寺派宗法』第十一条において、

第十一条 門主は、総局の申達によって、左の事項を行う。

(中略)

#### 九 改悔批判の与奪<sup>44</sup>

と定められていた。しかし、平成二十五(二〇一三年)四月に「浄土真宗本願寺派」と「本山本願寺」が分離した後(以下宗本分離)は、改悔批判の所掌部門が本願寺式務部であるため、改悔批判与奪は門主の職務ではなく西本願寺の住職としての職務に変更されている。これは、「本山典令」第九条において定められており、

第九条 住職は、執行長の申達により、得度式、帰敬式その他法要儀式の執行、教義の宣布、消息の発布、

改悔批判の与奪並びに法物及び染筆の授与のほか、次の各号に掲げる職務を行う<sup>45</sup>。

として門主権の変更が確認できる。本来、安心裁断権は門主の一身専属権であるため、本願寺住職はその権限を有しない。しかし、安心裁断の表徴たる儀式の改悔批判に際して、その職務の代行者たる与奪者の指名を本願寺住職が行う点は甚だ疑義が生じる。

また、与奪者には「控え」が置かれる。与奪者に万一のことがあった際に「控え」の人が改悔批判を行うのである。『明如上人日記抄』の明治二十五年一月二日の項に「一 連城には万一針水不起之故障有之節者、其座より代判可致旨内々命じ置<sup>46</sup>。」とあり、原口針水の健康について不安な点があったため、赤松連城を「控え」とし

て立てたことが示されている。この「控え」を立てることについて『龍谷閑話』には、「導師代などにはこの事はなく、ひとり批判だけは、いかなる事態が生じても中止すべきでないということは、批判重視の一つの現れである<sup>47</sup>。」として、改悔批判を行うことへの重要性が明らかにされる。

## 第二節 安心裁断権

本願寺派では、「浄土真宗本願寺派宗法」において門主には一身専属権の一つとして安心裁断権が認められている。

第八条 門主は、宗意安心の正否を裁断する。

2 門主は、前項に規定する裁断を行う場合には、勸学寮に諮問する<sup>48</sup>。

前章で示した通り、明如上人は特に改悔批判に関して重きを置いている。報恩講中の一行事であった改悔批判が重要視されるようになった背景には、明如上人在世時の政治的情勢と三業惑乱があると考えられる。

まず、政治的情勢を鑑みると、政府は明治三（一八七〇）年に大教宣布の詔勅を発して、具体的表現として明治五（一八七二）年に教部省を設け、同年四月に全国の僧侶・神官などを教部省所属の教導職に任命し、「三条の教則<sup>49</sup>」にもとづいて国家の要求する国民教化にあたらせた。同年六月、仏教各宗に教導職管長を置いて末寺寺院を取り締まらせたことが管長制の嚆矢である。教導職管長の研究教育機関として大教院が設置されたが、その内容は神道主義によるものであった。これを受け、西本願寺・東本願寺・専修寺・仏光寺・錦織寺が結束して大

教院分離運動を起こし、明治八（一八七五）年一月に完全に大教院離脱が認められる。その後、明治九（一八七六）年に仏光寺を除く<sup>50</sup>。四派に共通して政府の指示の下で制定されたものが宗規綱領である<sup>51</sup>。ここでは特に本末制度や宗主権が確認できる第三款を掲載する。（資料①）得度式の執行、本尊の授与、安心の正否の裁断権など現在の宗門法規に基づく内容が定められていることがわかる。

次に、三業惑乱の影響を述べる。三業惑乱は、第六代能化功存（一七二〇～一七九六）が『願生帰命弁』を出版し、「弥陀をたのむ」際の「たのむ」は『仏説無量寿経』の三心のうちの欲生であり、身・口・意の三業をもつて帰命のすがたをあらわす必要があると示したことに端を発する。『願生帰命弁』への批判が噴出する中、功存は寛政八（一七九六）年に亡くなり、遺命を受けて第七代能化には智洞（一七三六～一八〇五）が就任した。智洞もまた三業帰命を唱え、学林で三業帰命が説かれていることを知った安芸の大瀛（一七五九～一八〇四）は批判書として『浄土真宗金剛鉢』を著した。その後も智洞らの新義派と大瀛や河内の道隠（一七四一～一八一三）らの古義派は何度も会談し、智洞が古義派の安心書に同意したことで決着したかに見えた。享和元（一八〇一）年には大瀛が『横超直道金剛鉢』を出版し、学林側は翌月に出版停止に追い込んでいる。しかし、その時点で相当数が流通していたため、三業帰命への批判が強まった。この頃、地方の古義派が上洛し暴力や謀略が激しくなったため、本山は享和三（一八〇三）年に安居の停講を求めた。事件の推移を見ていた幕府はこの頃に本格的な介入を始め、本如上人（一七七八～一八二七）の安心書を受け、三業帰命を不正義として智洞らに回心状を提出させた。文化三（一八〇六）年に幕府によって三業惑乱は裁決され、本願寺の百日間の閉門ののち『御裁断御書』

が発布された。また、一人の能化に集中していた権力を分散させるために能化職は廃止され、複数人での勸学制へと変革した。能化職は能化が次代能化を指名するのに対し、勸学の指名は宗主の権利へと変更<sup>52</sup>された。これは、同じ学派による独占を防ぐために定められた法規であるといえる。

次に、大谷派における宗主権の比較を行う。現在大谷派の門首は「真宗大谷派宗憲」に、

第15条 門首は、本派の僧侶及び門徒を代表して、真宗本廟の宗祖聖人真影の給仕並びに佛祖の崇敬に任ずる。

2 門首は、僧侶及び門徒の首位にあつて、同朋とともに真宗の教法を聞信する<sup>53</sup>。

として、門徒の首座として位置づけられている。そのため、門首としては安心裁断権を持たない。このように宗主の位置づけが変更されたのは、昭和五十六（一九八一）年にお東騒動を受けてのことである。きっかけは昭和四十四（一九六九）年に開申事件として、内局に相談なく真宗大谷派の管長職のみを興如新門（大谷光紹・一九二五〜一九九九）に譲ったことに始まる。当時、大谷派は法統継承者としての法主、宗教法人本願寺としての本山東本願寺住職、宗教法人真宗大谷派としての管長を一人が担う三位一体制であった。昭和五十三（一九七八）年には、闡如法主（大谷光暢・一九〇三〜一九九三）が宗教法人本願寺は宗教法人真宗大谷派<sup>54</sup>から離脱するとして宣言を発表した。これによって様々な問題が発生したため、宗憲改正が行われた。その背景には同朋会運動が挙げられる。同朋会運動は、清沢満之（一八六三〜一九〇三）が雑誌『教界時言』を発刊して教学の振興や末寺会議の設置を要求して「白川党」と呼ばれる宗門改革運動を繰り広げたことに始まる。その後には、清沢満之

の流れを受ける僧侶らが教学の革新を目指して「真人社」という信仰結社を創設した。彼らは改革派と呼ばれ、伝統教学に批判的であったため教団内では傍流に置かれていた。一方で、法主中心の教団の伝統を守ろうとする保守派があり、宗政の中心は保守派が握っていた。しかし、真人社系の訓覇信雄（一九〇六～一九九八）を教学局長、養輪英章（一九一三～一九七六）を内務局長として登用したことを機に徐々に内局は改革派が優勢になった。また、六条山浄苑問題や匂仏事件、大谷家の巨額の借金が疑われるなど、大谷宗家への不信感が募ったことも重なり、管長制を廃止し法主を門首とする宗憲改正が行われた<sup>55</sup>。

なお、改正以前の「真宗大谷派宗憲」によると、

第十一条 本派においては、浄土真宗の法統を伝承するものを師主とする。

本派の師主は法主と称し、本山本願寺の住職がこれに当る。

第十二条 法主は、広く人心を教化し、本派における宗意安心の正否を判ずる<sup>56</sup>。

として、門首と称される以前は法主と称され、安心裁断権を有することが定められている。このような法主を中心とした立憲君主制ともいえるような宗憲が定められた背景は、前述の通り当時の政治的情勢によるものと思慮する。



## 第四章 現在の改悔批判の受容

### 第一節 西本願寺における改悔批判

近年、門主が親読した改悔批判の例として、即如前門（一九四五）は、昭和五十六（一九八一）年の御正忌報恩講、平成二十四（二〇一二）年の親鸞聖人七五〇回大遠忌法要御正当の際に行っている。専如門主（一九七七）は、法統継承後の平成二十七（二〇一五）年の御正忌報恩講において行われた。なお、昭和五十七年の改悔批判以降、即如門主（当時）の配慮により、暗記して行っていたものを原稿を読む形へと変更されている。

現在与奪者は、御手代衣体を着用する。これは、「衣体条例」によって定められており、

第二条 衣体は、これを特許衣体、一般衣体、職務衣体及び特別衣体とする。

5 特別衣体は、法要又は儀式に列する場合に特別の役割に就く者及び僧侶として特別の必要がある場

合に着用する衣体とし、別表第一号の（四）に定めるところによる<sup>57</sup>。

として、別表には色衣・紅朽葉色、五条袈裟・紅朽葉色白下り藤紋浮織、切袴・紫緯白八藤大紋と定められる。

また、近年の与奪者は、前年の安居本講師が選ばれることが慣例であり、控えは次年の本講師が選ばれる。（資料②）

御正忌報恩講の御満座の後、引き続いて内事（大谷家）の内仏において勤行と法話が行われる。与奪者はその際の法話講師を務めることも慣例である。勤行は門主の調声で行われ、その後に記念品として前年に門主が依用した中啓が贈られる。これは、遅くとも明如上人の頃には行われていたようで、『明如上人日記抄』には、

代判の人には、慰勞として中啓を贈与することは現在と同じであるが、知堂が代判人であるときは、中啓でなくて料を支給されている。三十二年の中山正諦知堂には、五千疋の外に、十七日の精進解に列しないからとて、別に菓子料千疋を給したとある。勿論、料よりは、中啓の方が上級の贈与である<sup>58</sup>。

と記されている。また、法要席次規定によつて安居本講濟の者であり改悔批判与奪者には自身の僧班に関わらず法要席次が頭座第一席に対配される。これは鏡如上人の時代に定められた対配堂班に源流を見ることが出来る。尤も、衣体条例において安居本講濟及び改悔批判与奪者には別格衣体<sup>59</sup>の着用が特許されるため、法要席次は頭座席より上位の特許席となる。

## 第二節 東本願寺における改悔批判

大谷派の改悔批判を研究するにあたり、真宗大谷派本廟部長・定衆近松誉師、真宗大谷派内事部囑託山口昭彦師に聞き取り調査を行った。現在、東本願寺の御正忌報恩講において、改悔批判という名称は残っていない。昭和五十七（一九八二）年から平成二十七（二〇一五）年までは門徒感話のちに報恩講法話が行われ、改悔批判と総称されていた。昭和五十六（一九八一）年の宗憲改正以前は御真影の前において改悔批判を行い、改悔文が唱和されていた。

この頃の改悔批判の作法を『五帖御文御俗姓御文夏の御文読法所作法附御文法話・改悔批判作法』に基づいてみると、改悔批判は初夜勤行が勤められたのち、引き続いて行われる。大谷派においては、改悔批判を行う者が

改悔批判与奪者と呼ばれることはなく、判師、判者と呼称される。判師は後堂から御代前側を通り内陣下に着座し始められる。序詞には、通俗の古語、または法味ある和歌、俳句などを用いる慣例である。その和歌や俳句の意味を説明しながら、その年の報恩講に出遇えたことを喜ぶ。前段が終わると改悔出言を促し、参列の僧俗と共に判師は正面に向き直って座り、共に領解出言を行う。後段では、安心、報謝、師徳、法度の順に説明がなされ、特に安心の説明に重点を置かれる。末尾には、「改悔批判の儀はまずこれまで」として締めくくる<sup>60</sup>。また、廣陵兼純師によるDVD『改悔批判』の解説によると、「一座は報恩講における『御伝鈔』拝読のかたちで、座す方向も同様である。が、拝読ではないので、卓はなく、普通は燭もたてない<sup>61</sup>。」と記される。なお、廣陵師は、「自分が修得してきた内容は、範淨先生<sup>62</sup>から口伝によって受けついでもの<sup>63</sup>」として原稿を読まない形で行っているが、近松部長によると東本願寺の改悔批判において原稿を読まない形で行われるのは戦前までではないかと話された。また、管見の限り、近年法主自身が改悔批判を行った例は確認できなかった。

昭和五十七(一九八二)年以降に行われている報恩講法話の講師は学階<sup>64</sup>取得者のうち擬講以上から選ばれる。なお、令和三(二〇二一)年以降は、学階による制限は定められていない。門徒感話を受け、学階を持った者が判断するという形式は、報恩講中に御影前において門信徒の信仰告白を受け、その正否を判断するという形式に倣っているものと考えられる。

また、大谷派の改悔批判は、御真影の前において改悔を出言することに重点を置いているため地方性が見られる。DVD『改悔批判』においても、「作法には、地方によって、あるいはその判師によって、若干の相違がある

65。」として地域ごと、または判師の領解によって作法や改悔批判の内容が異なっていることがわかる。なお、現在でも名古屋別院では伝統的な形式での改悔批判が行われている。『五帖御文御俗姓御文夏の御文読法所作法附御文法話・改悔批判作法』掲載の作法に基づく形で行われており、卓・燭を用いず原稿は暗記している。該当書と異なる点は、後堂より入堂せず御代前側の余間の切戸口から入堂する点である。判師は教師の中から選ばれ、批判内容の指定、原稿の事前確認は行われない。

大谷派と本願寺派において、改悔批判で重点を置く箇所は大きく異なる。本願寺派は、「門主が宗意安心の正否を批判（判断）する儀式。」として、安心の正否の裁断を門主が行うことに重点を置いている。その背景には、教義解釈の多様性によってもたらされた三業惑乱があり、門主権としての安心裁断権が重要視されるようになった。一方で、大谷派においては、「坊主分同行衆の安心を取り調べ、誤りあらば改悔是正するという重要な使命をもっている66。」と示され、門信徒の安心を確認することに重点を置いている。そのため、大谷派では地方性が見られるのが特徴である。この背景には、古来より僧俗での安心の有り様を確かめ合うことが重視されていたということが思慮できる。加えて、大谷派は法主への中央集権制によって問題が起こったことを受け、権力の集中を避けるために法主の位置づけを善知識たる君主としての立場から、門徒の首座としての門首へと改定が行われた。そのため、現在では報恩講法話という形で門信徒の安心の正否を確かめ合う行事が行われている。

## 結論

改悔批判は、御影前において自身の安心を明らかにすることが重要であるとして蓮如上人の頃に始められた。証如上人のころには、五十人から百人程度で各々に安心を出言する形式で行われるようになり、初めて門主の代行（与奪者）が確認できるのもこの頃である。法如上人の頃には、改悔文と呼ばれていたものが『領解出言之文』の発行により、領解文として広まった。また、この頃には現在と同様の位置である門主席側に着座して改悔批判が行われていたことが確認できる。特に、明如上人は改悔批判を重要視され、十七箇条にわたる規定事項を定められ、与奪者の法要中の着座位置にも気を配られている。

また、改悔批判は、勸学が門主に代わって改悔批判を行う事が近年の慣例であり、改悔批判与奪者と呼ばれる。与奪という語は古来比較的重い法要において代行を務める際に用いられ、門主が任命する。万が一事故があっても改悔批判を行なえるように与奪者には控えが立てられ、それほど滞りなく行う事の重要性が伺える。

また、門主には安心の正否の裁断の権利が認められている。このように門主が安心の正否を裁断することに重きを置いたのは明如上人であり、その背景には当時の政治状況と三業惑乱の影響が考えられる。

現在、本願寺派では、前年の安居本講師が与奪者選ばれ、御手代衣体を身につけて改悔批判を行う。記念品として門主が前年に依用した中啓が贈られ、法要席次が頭座第一席に対配されると共に別格衣体の着用が許可される。

このように改悔批判は門主が安心の正否を判断する行事として非常に重要視されている。しかし、本来、安心裁断権は門主が有するものであるが、現在は本願寺住職によって与奪者の指名が行われる。この点に関しては、今後も研究が進められ、宗法が改正されることを願いたい。

一方で、大谷派では、昭和五十六年にお東騒動を受け、法主の安心裁断権を廃止した。それに伴って、伝統的な形式で行われていた改悔批判から、報恩講法話という形で行われるようになった。宗憲改正の影響を受け、古来より重視されていた僧俗での安心の正否の確認という意義がさらに強まったと思慮できる。

また、御真影の前において自身の安心を確認することが重視されるため地方性があり、判師の領解によって内容が異なる。尤も、現在でも名古屋別院においては伝統的な形式で行われている。

最後に、快く聴き取り調査に応じてくださった真宗大谷派本廟部長・定衆近松誉師、真宗大谷派内事部囑託山口昭彦師には深くお礼を申し上げたい。

コピ

註

- 1 『註釈版』、一一七〇、一一七一頁。
- 2 勤式指導所、『浄土真宗本願寺派法式規範』、本願寺出版社、一九八一年。
- 3 浄土真宗教学研究所、『真宗儀礼の今昔』、永田文昌堂、二〇〇一年、七五、七六頁。
- 4 稲城選恵、『浄土真宗用語大辞典中巻』、教育新潮社、一九九一年、四七四頁。
- 5 『浄真全』第四巻、六〇頁上段。
- 6 『浄真全』第四巻、二八五頁。
- 7 浄土真宗本願寺派勤式指導所、『浄土真宗本願寺派法式規範』、本願寺出版社、二〇一三年、二八六、二八七頁。
- 8 青木忠夫、『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』、法蔵館、二〇〇三年、二八〇頁。（「報恩講中和讃天正六年」）
- 9 武田英昭、『本願寺派勤式の源流』、本願寺出版部、一九八二年、九四頁。
- 10 武田英昭、『本願寺派勤式の源流』、本願寺出版部、一九八二年、九四、九五頁。
- 11 岡村周薩編、『真宗大辞典第一巻』、永田文昌堂、一九三五年、二三五頁。
- 12 信仰の正邪を批判する儀式をいふ。もと蓮如の頃、報恩講中、毎夜、篤信の僧俗が、上人の御前で、各自の信仰を、告白し、批判を乞ひしに始まり、今、本山御影堂にて報恩講中初夜の勤行後、改悔僧と称する僧が、告白に代えて改悔文を誦読し、師僧がこれに対し、批判の法話をなすをいふ。（西村七兵衛、『真宗辞典』、法蔵館、一九三五年、一〇七頁。）
- 13 浄土真宗本願寺派勤式指導所、『浄土真宗本願寺派法式規範』、本願寺出版社、二〇一三年、二九四頁。
- 14 『仏説無量寿経』下巻、「心口おのおの異にして、言念実なし。」（『註釈版』六四頁。）を出拠とする。内藤知康和上は、平成二十二年の改悔批判にて「ただいま出言の通り、心底に深く領解され、お心とお言葉とに食い違いが無いのならば、まことに美しい念仏の行者と言うべきであります。」という平易な表現を用いられた。

- 15 『浄真全』第五卷、二一七頁。
- 16 『浄真全』第五卷、一四四頁。
- 17 『浄真全』第五卷、一五八頁。
- 18 『浄真全』第五卷、九八三頁。
- 19 『浄真全』第五卷、九四一頁。
- 20 大澤喜久氏蔵、「報恩講中和讃」・「改悔人数」・「報恩講中頭人勤」と若干のメモで構成されている。（青木忠夫、『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』、法蔵館、二〇〇三年、二八二頁。）
- 21 青木忠夫、『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』、法蔵館、二〇〇三年、二九八頁。
- 22 青木忠夫、『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』、法蔵館、二〇〇三年、二九〇頁。
- 23 『註釈版』、一二二七、一二二八頁。
- 24 知空、『鷲森含毫』、一六六四年。
- 25 玄智、『祖門旧事紀』、一七八三年。
- 26 本願寺室内部編、『明如上人日記抄後編』、本願寺室内部、一九二七年、一六四頁。
- 27 本願寺室内部編、『明如上人日記抄後編』、本願寺室内部、一九二七年、一六四、一六五頁。
- 28 「与奪者」については第三章第一節において述べる。
- 29 本願寺室内部編、『明如上人日記抄後編』、本願寺室内部、一九二七年、一六六、一六七頁。
- 30 納衆は明如様の代にできたもので、これに任ぜられた者は、法要において結衆の上班に列し、衣体も一般と異なったものを用いるという、法要席次の最高級を占める榮譽のものとされていた。三十一年の九月に改定されたものによると、納衆資格は、
- 一、 正准連枝。
- 二、 納衆に従前より列せし者。



三、特に納衆に列すべき旨命じた者。

(後略)(大谷光明、『龍谷閑話』、本派本願寺内事部、一九四三年、一七四、一七五頁。)

3 1 大谷光明、『龍谷閑話』、本派本願寺内事部、一九四三年、六九、七〇頁。

3 2 岡村周薩編、『真宗大辞典第二卷』、永田文昌堂、一九三六年、一六〇七、一六〇八頁より筆者編。

3 3 本願寺室内部編、『明如上人日記抄後編』、本願寺室内部、一九二七年、一四九頁。

3 4 日本国語大辞典第二版編集委員会、『日本国語大辞典第二版第十三卷』、小学館、二〇〇二年、六三八頁。

3 5 『註釈版』、九七三頁。

3 6 『註釈版』、九七三頁。

3 7 大谷光明、『龍谷閑話』、本派本願寺内事部、一九四三年、四八、四九頁。

3 8 首藤善樹、『本願寺史料集成 慶長日記』同朋舎出版、一九八〇年、六四頁下段。

3 9 青木忠夫、『本願寺教団の展開—戦国期から近世へ—』、法蔵館、二〇〇三年、二八九頁。

4 0 武田英昭、『本願寺派勤式の源流』、本願寺出版部、一九八二年、一二五頁。

4 1 武田英昭、『本願寺派勤式の源流』、本願寺出版部、一九八二年、一二五、一二六頁。

4 2 西原芳俊、『真宗事物の解説』、東方出版、一九八六年、四八八、四八九頁。

4 3 岡村周薩編、『真宗大辞典第一卷』、永田文昌堂、一九三五年、二三五頁。

4 4 白鳥幸雄編、『浄土真宗本願寺派宗門法規集』、浄土真宗本願寺派宗務所総合企画室、一九八四年、五の二段—五の三上段。

4 5 浄土真宗本願寺派、『宗門法規浄土真宗本願寺派』、浄土真宗本願寺派宗務所務部、一九九七年、九六六頁。

4 6 本願寺室内部編、『明如上人日記抄後編』、本願寺室内部、一九二七年、一六五頁。

4 7 大谷光明、『龍谷閑話』、本派本願寺内事部、一九四三年、七二頁。

4 8 『浄土真宗本願寺派宗門法規集』、浄土真宗本願寺派宗務所務部、一九五〇年、六頁下段。

4 9 第一条 敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事

第二条 天理人道ヲ明ニスベキ事

第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

5 0 政府は一宗一管長制を廃して、各派管長制を施行したが、この時仏光寺は別立して管長を置いた（柏原祐泉、『近代大谷派の教団 明治以降宗制史』真宗大谷派宗務所出版部、一九八六年、三九頁。）

5 1 柏原祐泉、『近代大谷派の教団明治以降宗制史』真宗大谷派宗務所出版部、一九八六年、不破仁、『真宗大谷派宗憲の基本的視座』大阪教区教化センター、一九七七年より筆者編。

5 2 第十条 門主は、総局の申達によって、次の各号に掲げる事項を行う。

#### 六 学階勧学の授与

（『浄土真宗本願寺派宗門法規集』、浄土真宗本願寺派宗務所所務部、一九五〇年、七頁上段。）

5 3 宗達第三号、昭和五十六（一九八一）年六月十一日、真宗大谷派宗憲。

5 4 「真宗大谷派」と「本願寺」は本来一体のものだが、法律（宗教法人法）上は、宗教法人「本願寺」が、宗教法人「真宗大谷派」に包括される形になっている。（田原由紀雄、『東本願寺三十年紛争』、株式会社白馬社、二〇〇四年、一四二頁。）

5 5 田原由紀雄、『東本願寺三十年紛争』、株式会社白馬社、二〇〇四年より筆者編。

5 6 宗達第十号、昭和二十一年九月二十四日、真宗大谷派宗憲。

5 7 浄土真宗本願寺派、『宗門法規浄土真宗本願寺派』、浄土真宗本願寺派宗務所所務部、一九九七年、六五〇頁。

5 8 大谷光明、『龍谷閑話』、本派本願寺内事部、一九四三年、七六頁。

5 9 第五条 別格衣体の着用は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから総長の申達により、門主が特許される。

#### 二 勸学で安居の本講師をつとめた者及び改悔批判を与奪された者

(浄土真宗本願寺派、『宗門法規 浄土真宗本願寺派』、浄土真宗本願寺派宗務所所務部、一九九七年、六五一頁上段。)

6 0 大谷派宗務所式務部、『五帖御文御俗姓御文夏の御文読法所作法附御文法話・改悔批判作法』、法蔵館、一九七八年、九一―九四頁より筆者編。

6 1 節談説教研究会、DVD『改悔批判』、二〇一一年、五頁。

6 2 範浄文雄(一九一三―一九六七)

6 3 節談説教研究会、DVD『改悔批判』、二〇一一年、七頁。

6 4 第2条 学階の等級及び称号は、次のとおりとする。

(1) 講師

(2) 嗣講

(3) 擬講

(4) 学師

として学階条例において定められる。

6 5 節談説教研究会、DVD『改悔批判』、二〇一一年、五頁。

6 6 大谷派宗務所式務部、『五帖御文御俗姓御文夏の御文読法所作法附御文法話・改悔批判作法』、法蔵館、一九七八年、九〇頁。

コピー厳禁

## 参考文献

### 聖典

大谷派宗務所式務部、『五帖御文御俗姓御文夏の御文読法所作法附御文法話・改悔批判作法』、法蔵館、一九七八年。

『七祖篇』、本願寺出版社、一九九七年。

『註釈版』、本願寺出版社、二〇〇四年。

『浄真全』第四卷、本願寺出版社、二〇一四年。

『浄真全』第五卷、本願寺出版社、二〇一四年。

### 史料

知空、『鷺森含毫』、一六六四年。

玄智、『祖門旧事紀』、一七八三年。

本願寺室内部編、『明如上人日記抄後編』、本願寺室内部、一九二七年。

首藤善樹、『本願寺史料集成 慶長日記』、同朋舎出版、一九八〇年。

禁廠

辞典

岡村周薩編、『真宗大辞典第一卷』、永田文昌堂、一九三五年。

岡村周薩編、『真宗大辞典第二卷』、永田文昌堂、一九三六年。

西村七兵衛、『真宗辞典』、法蔵館、一九三五年。

稻城選恵、『浄土真宗用語大辞典中巻』、教育新潮社、一九九一年。

日本国語大辞典第二版編集委員会、『日本国語大辞典第二版第十三巻』、小学館、二〇〇二年。

書籍

大谷光明、『龍谷閑話』、本派本願寺内事部、一九四三年。

本願寺史料研究所、『本願寺史第二巻』、浄土真宗本願寺派宗務所、一九六八年。

不破仁、『真宗大谷派宗憲の基本的視座』大阪教区教化センター、一九七七年。

勤式指導所、『浄土真宗本願寺派法式規範』、本願寺出版社、一九八一年。

武田英昭、『本願寺派勤式の源流』、本願寺出版部、一九八二年。

灘本愛慈、『やさしい安心論題の話』、本願寺出版部、一九八五年。

柏原祐泉、『近代大谷派の教団 明治以降宗制史』真宗大谷派宗務所出版部、一九八六年。

西原芳俊、『真宗事物の解説』、東方出版、一九八六年。

浄土真宗教学研究、『真宗儀礼の今昔』、永田文昌堂、二〇〇一年。

青木忠夫、『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』、法蔵館、二〇〇三年。

田原由紀雄、『東本願寺三十年紛争』、株式会社白馬社、二〇〇四年。

三浦真証、『真宗教学の歴史を貫くもの』、仏教教育出版、二〇一八年。

## 論文

禿氏祐祥、「領解文成立考」、『蓮如上人研究』、中宗大師四百五十回遠忌法要事務所、一九四八年。

梅原隆章、「浄土真宗における信仰告白について」、『竜谷教学第二号』、竜谷教学会議、一九六七年。

朝倉昌紀、「現代における報恩講の意義 報恩講の変遷を辿って」、『教学研究所紀要第七号』浄土真宗教学研

究所、一九九九年。

安藤弥、「戦国期本願寺「報恩講」の歴史的確立」、『同朋大学論叢第九十七号』、同朋学会、二〇一三年。

## 映像資料

節談説教研究会、DVD『改悔批判』、二〇一一年。

資料①

第三款 本末権義

第一条

本宗僧侶得度ノ師ハ独リ本山法主ニ限レルヲ以テ本寺本山ト称スル者ハ必ス一派中ニテ一寺タルヘシ

第二条

本尊祖像并伝灯ノ影像及ヒ仏号ヲ書シ之ヲ付与スルハ本山法主ノ特権ニシテ末寺分中ニ於テ之ヲナスヲ得ス

第三条

寺院ノ創立ハ官許ヲ請フヘシト雖モ末寺ノ寺号ヲ附スルハ本山ノ特権ニシテ亦末寺分中之ヲ為スヲ得ス

第四条

派内一般ノ規則ヲ改定シ宗義安心ノ正否を決判スルハ本山ノ特権トス

第五条

寺格ノ高下門徒ノ多少一般ナラスト雖モ苟モ末寺ノ名称ヲ蒙ルモノハ総テ本山定ムル所ノ制規ヲ遵守セサルヘカ  
ラス

第六条

末派ノ統轄ハ今般定ムル所ノ制規ヲ以テス故ニ末寺ノ内従前上寺下寺ノ称アリト雖モ向後本山ニ於テ之ヲ用ヒス  
但故旧ノ縁故ヲ以テ相互ニ扶助スルハ随意タルヘシ

禁  
廠

## 第七条

末寺タル者ハ其階級ニ応シ必ス相当ノ課金ヲ出タシ以テ本山教学ノ経費ヲ助クルノ義務アリ

## 第八条

末寺ノ僧侶該派本山ニ不服ノ事故アリテ他派ニ改転セント欲スル者ハ各派本山ニ於テ私ニ之ヲ受理セサルハ各派ノ交誼ヲ全フスル条約ニアリ決シテ該派ヨリ之ヲ止ムルノ權ナシ故ニ若他宗ニ改転シ或ハ別ニ一派ヲ開クカ如キハ唯本宗ヲ排斥スルニ止ル而已

『真宗四派宗規綱領』デジタルアーカイブ福井

【[https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data\\_id=011-306401-0](https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-306401-0)】(2021年 12月 29

日閲覧。)

コピー厳禁



資料②	与奪者	控え	本講師	副講師
令和四（2022）	武田宏道	普賢保之	普賢保之	井上善幸 東光爾英
令和三（2021）	北塔晃陞	武田宏道	武田宏道	藤丸了要 殿内了恒
令和二（2020）	相馬一意	武田宏道		
令和元（2019）	大田利生	相馬一意	相馬一意	楠淳證 川添泰信
平成三十（2018）	森田浄円	大田利生	大田利生	福井智行 能仁正顕
平成二十九（2017）	浅田恵真	森田浄円	森田浄円	内藤昭文 殿内了恒
平成二十八（2016）	深川宣暢	浅田恵真	浅田恵真	松尾宣昭 宇野恵教
平成二十七（2015）	内藤知康	深川宣暢	深川宣暢	森田浄円 東光爾英
平成二十六（2014）	相馬一意	内藤知康	内藤知康	藤丸了要 佐々木義英
平成二十五（2013）	大田利生	相馬一意	相馬一意	武田正晋 武田宏道
平成二十四（2012）	林智康	大田利生	大田利生	本田至成 深川宣暢
平成二十三（2011）	北塔晃陞	林智康	林智康	相馬一意 安藤光慈
平成二十二（2010）	内藤知康	北塔晃陞	北塔晃陞	川添泰信 楠淳證
平成二十一（2009）	浅田恵真	内藤知康	内藤知康	満井秀城 内藤昭文
平成二十（2008）	梯實圓	浅田恵真	浅田恵真	深川宣暢 宇野恵教
平成十九（2007）	北畠利親	梯實圓	梯實圓	大田利生 武田宏道
平成十八（2006）	中西智海	北畠利親	北畠利親	普賢保之 本多至成
平成十七（2006）	宇野順治	中西智海	中西智海	森田浄円 相馬一意
平成十六（2004）	徳永一道	宇野順治	宇野順治	林智康 北塔晃陞
平成十五（2003）	渡邊隆生	徳永一道	徳永一道	高田慈昭 浅田恵真
平成十四（2002）	稲城選恵	渡邊隆生	渡邊隆生	北塔晃陞 五十嵐大策
平成十三（2001）	靈山勝海	稲城選恵	稲城選恵	五十嵐明寶 林智康
平成十二（2000）	浅野教信	靈山勝海	靈山勝海	宇野順治 五十嵐大策